平成２１年（フ）第３３３号
北海道旭川市永山７条13丁目９番11号
債務者　工藤　博史
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６４号
北海道旭川市永山８条６丁目３番10号　１Ｆ
債務者　家入貴久子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７３号
北海道旭川市大町１条11丁目97番地　てまり荘２Ｆ右
債務者　内藤　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７６号
北海道旭川市永山６条16丁目14番９号
債務者　小西　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７７号
北海道富良野市北の峰町28番41号
債務者　源田　茂男
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７９号
北海道旭川市神居９条９丁目１番20号、住民票上の住所北海道旭川市末広２条12丁目６番13号
債務者　佐々木泰康
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８２号
北海道旭川市神楽岡３条６丁目１番４号
債務者　神門　邦子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８５号
北海道旭川市錦町18丁目2151番地の35
債務者　横野　沙織（旧姓三塚）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８９号
北海道旭川市春光台５条４丁目５番12号　市住8314号
債務者　三橋　久男
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０５号
岡山県勝田郡勝央町植月中1144番地
債務者　植月　義徳
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１０６号
岡山県美作市岩見田189番地２
債務者　竹久美江子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１１３号
岡山県津山市沼41番地８
債務者　日向　亮公
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第３５７号
静岡県浜松市中区泉３丁目５番７号
債務者　上杉智江美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
静岡県湖西市境宿595番地の１Ｍステージ Ⅲ 206、前住所愛知県豊橋市豊栄町字東312番地９　Ｄ
債務者　高寺　和宏
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
静岡県掛川市紺屋町２番地の２　アーバンライフ掛川202
債務者　ツケシバ　ラモナ　アベラル
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係